

# 監査結果に係る措置状況報告書

(令和4年2月)

東大阪市監査委員



東大阪監査公表第10号

令和4年2月25日

東大阪市監査委員

柴田敏彦

同

牧直樹

同

安田秀夫

同

西村潤也

監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等について

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条同項の規定により次のとおり公表します。



## 目 次

子どもすこやか部 .....	1
危機管理室 .....	8
公民連携協働室 .....	10
市民生活部 .....	13
土木部 .....	24
学校園 .....	34



## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和3年12月22日

3. 監査結果に関する報告

令和元年8月13日監報第2号 監査結果報告書

4. 監査の対象

子どもすこやか部所管事務

## 子ども家庭課

### 1 母子・父子・寡婦福祉資金の収入未済について

当課では、母子及び父子並びに寡婦に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金（あわせて以下「福祉資金」という。）の貸付を行っている。

ところで、平成30年度末における福祉資金に係る収入未済額は、106,076,136円となっており、前年度末と比較して減少しているものの依然高額となっている。また、収納率は現年分で90.5%、過年度分で10.0%となっている。

未納の長期化を防ぐため初期からきめ細やかな納付指導を行い、引き続き収入未済の早期回収に努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

指摘を受けて、口座振替納付の促進や電話による督促により収入未済額の減少、収納率の向上を図りその結果、令和2年度決算の収入未済額は現年度分4,857,450円、過年度分95,605,024円に減少しました。今後も引き続き、きめ細やかな納付指導を行い、債権確保に努めてまいります。

## 子ども相談課

### 1 公有財産の管理について【前：子ども見守り課】

当課が所管している西家庭児童相談室分室については、旧療育センターの通園事業における保護者等の待合所及び自治会の集会所として使用されてきたが、障害児者支援センターの開設に伴い旧療育センターが廃止となったことから、待合所として使用される機会はなくなっている。また、相談室として長期間にわたって利用実績がなく、現在は申請に基づき使用料を免除のうえ、主に自治会の集会所として使用許可を行っている状況にある。

行政財産としての用途及び目的を踏まえ、今後の施設のあり方について早急に検討されたい。

## 措置内容

### 改善中

新しく高井田東公民分館が令和4年4月末に完成予定であります。今後、西家庭児童相談室分室の使用許可については、協議を進めてまいります。

## 施設給付課

### 1 保育料の収入未済及び不納欠損について【前：子育て支援課】

保育料の滞納額は、平成 30 年度末において負担金（民間保育所分）と使用料（公立保育所分・公立幼稚園分）を合わせて 67,542,669 円で前年度末と比較して減少しているものの多額の保育料が未納となっている。また、平成 30 年度における不納欠損額は、7,607,360 円となっている。

滞納処分の実施等、回収に努めているが、財政運営上、また、負担の公平性を図る観点からも更なる早期回収に努められたい。

## 措置内容

### 改善中

平成 28 年度より収納にかかる体制を強化し、滞納処分の執行や財産調査の実施、滞納者との折衝においては顛末書による詳細な生活状況の聞き取り等を行いました。その結果平成 29 年度以降の現年度の収納率は 99%を超えており、令和 2 年度末での滞納額は 34,014,617 円と減少しています。今後も引き続き、現年度収納率の維持・滞納の早期回収に注力してまいります。

## 保育課

### 1 保育所等の出納員事務に係る指導について【前：保育室】

子育て支援センター、保育所及びこども園（以下「保育所等」という。）の長は、出納員として財務規則に規定する収納事務を所管している。

ところで、当該出納員事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

保育所等の管理運営の総括を行っている当室において引き続き指導されたい。

- (1) 財務規則第 26 条の 2 第 1 項において、現金を収納したときは領収証書を交付しなければならないと規定されているものの、規定の領収証書が交付されていないもの。
- (2) 財務規則第 26 条の 2 第 4 項において、出納員は収納金を即日又はその翌日に収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているものの、収納金を 1 か月分まとめて払い込んでいるもの。
- (3) 給食代が指定する期日に支払われず、長期間未納となっているもの。

## 措置内容

### 一部措置済

- (1) 指摘後、領収書を発行するよう改善いたしました。
- (2) 現金を取り扱う機会を減らせるよう、令和 3 年度より保育所、こども園全園に ICT を導入し、口座振替を実施いたしました。口座振替によらない現金徴収をした場合は速やかに収納金融機関に払い込むよう努めています。
- (3) 現時点においても未納の状態であり、引き続き対象者に対して督促してまいります。

## 2 備品の管理について【前：保育室】

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、以下の留意すべき事項が見受けられた

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

- (1) 現物が見当たらないもの。
- (2) 備品管理システムに公用自転車の設置場所は各保育所等と登録しているが、実態を把握していないもの。

### 措置内容

#### 一部措置済

- (1) ご指摘の物品につきましては、布施子育て支援センターで使用しているものであり、所管替を実施いたしました。
- (2) ご指摘の自転車については、各保育所で使用しているものですが、購入からかなりの年月が経過しており、どこで使用しているものかを特定するのが難航しています。引き続き特定作業を進め、所管替えをする予定です。

## 小阪こども園

### 1 備品の管理について

財務規則第 174 条において、各部等の長は、その所管に属する物品を管理しなければならないと規定されている。

ところで、備品管理システムに登録されている備品について抽出により確認したところ、現物が見当たらないものが見受けられた。

所管の備品について整理を行い、適正な管理をされたい。

### 措置内容

改善中
指摘事項につきましては、現物がないため備品廃棄の手続きを進めてまいります。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和3年12月15日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第5号 監査結果報告書

4. 監査の対象

危機管理室所管事務

## 危機管理室

### 1 資金前渡事務について

当室では、有料道路通行料及び燃料費について資金前渡を受けている。

ところで、当該資金前渡事務について、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 前渡された資金を使用せず、立替払いが行われているもの。
- (2) 財務規則第 43 条において、資金前渡職員は、随時の費用に係るものについては、資金交付の目的が完了した日から休日を除いて 5 日以内に精算命令書を提出し、直ちに会計管理者に送付すると規定されているが、精算が遅延しているもの。

## 措置内容

### 改善中

ご指摘を踏まえ、令和 2 年度は適切に事務処理を行いました。

しかしながら令和 3 年 10 月和歌山市の水道橋崩落を受け、当市の備蓄水の配送による支援を急遽決定いたしました。この際、同市への公用車両の有料道路通行料金について資金前渡を行いました。実際に物資積込み作業を行ったところ物資の体積が想定を超えたことから車両台数の増となり、通行料金に不足が発生し立替払を行い、また事務調整にも時間を要したため、資金前渡事務処理について(1)(2)ともに不備が生じたものです。

ご指摘を踏まえ、今後資金前渡事務において十分留意し、適正な事務処理に努めてまいります。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和3年12月16日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第6号 監査結果報告書

4. 監査の対象

公民連携協働室所管事務

## 公民連携協働室

### 1 防犯灯設置費補助金交付事務について【前：地域コミュニティ支援室】

当室では、まちを明るくして、夜間における犯罪の発生を防止し、公衆の交通安全と事故の防止を図るため、防犯灯設置費補助金交付要綱を制定し、自治会が設置する防犯灯に係る設置費に対して補助金を交付している。

ところで、経営企画部が策定した団体に対する補助制度運用基準において、補助対象経費の補助率の上限は原則 2 分の 1 と規定されているものの、政策的な必要性を明確にしないまま、2 分の 1 を超えて補助金が交付されていた。

適正な事務処理をされたい。

## 措置内容

### 改善中

安全で安心なまちづくりに寄与されている自治会への補助を目的とした事業であり、公共性の高さと、地縁に基づいて設立されている自治会の性格に鑑み、2 分の 1 を超えた補助金を交付しています。

指摘内容を踏まえ、今後、政策的な根拠の明確化に努め、適正な事務処理を行ってまいります。

## 2 文書配布及び行政活動周知等業務委託契約事務について【前：地域コミュニティ支援室】

当室では、市政のきめ細かい円滑な実施と市民本位の住民自治行政の推進を図るため団体と文書配布及び行政活動周知等業務委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書及び仕様書において業務内容が具体的に記載されていないもの。
- (2) 業務完了報告書として団体全体の事業報告及び決算報告書が提出されているものの、当該委託業務の実績が明確に示されていないもの。

### 措置内容

改善中
<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 令和4年度の契約に向けて、過去の業務実績等を参考記載するなど、指摘事項について、適正な事務処理を行ってまいります。</li><li>(2) 令和4年度以降の事業報告及び決算報告書について、委託業務の実績を明記するよう努めてまいります。</li></ol>

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和3年12月17日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第6号及び令和2年3月25日監報第12号 監査結果  
報告書

4. 監査の対象

市民生活部所管事務

## 地域活動支援室

### 1 防犯活動業務委託契約事務について【前：地域コミュニティ支援室】

当室では、安全で安心なまちの実現に向け、防犯思想の普及宣伝及び各種防犯活動の実施を目的に団体と防犯活動業務委託契約を締結している。

ところで、当該委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 契約書及び見積書において、業務内容が具体的に記載されておらず、委託金額の積算根拠も明確でないもの。
- (2) 契約書において事業計画を作成し市の承認を得ることと規定されているものの、委託期間開始後3か月を経過して提出されており、承認を得る前に事業が開始されているもの。
- (3) 契約書において委託期間満了後、2か月以内に決算及び事業報告書を提出することと規定されているものの、提出が遅延しているもの。

## 措置内容

### 一部措置済

- (1) 契約に基づく活動内容について、契約書等において契約締結団体が柔軟に対応できる範囲で、業務内容を具体的に記載するよう改めました。また、委託金額の積算根拠については改善に向け団体と協議を進めています。
- (2) 令和2年度より、委託契約締結時に事業計画が提出されるよう改めました。
- (3) 令和元年度分より、契約書で定めるとおり提出がされるよう改めました。

## 保険管理課

### 1 国民健康保険医療団体補助金交付事務について

当課では、国民健康保険制度の趣旨普及を行うとともに、市民の健康管理、健康の保持増進、疾病予防など、市民がより良質な医療を受けることができるように、国民健康保険医療団体補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、地域の医療技術の向上に寄与する団体に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 補助対象経費が明確にされていないもの。
- (2) 実績報告書に添付された歳入歳出決算書抄本について、歳入額と歳出額が不一致となるなど記載に不備があるもの。
- (3) 補助事業として実施された講演会やイベント等について、内容や参加者数などの詳細な実績報告の提出を求めているもの。
- (4) 要綱第8条において、実績報告書を交付決定の翌年度の5月31日までに提出しなければならないと規定しているものの、期限内に報告書の提出を求めているもの。
- (5) 要綱で実績報告書に領収証書等の添付を義務付けていないもの。

## 措置内容

### 措置済

令和2年10月1日付、「東大阪市国民健康保険医療団体補助金交付要綱」を改正（東大阪市管第1649号、令和2年10月1日施行）。

（1）につきましては、交付要綱の改正に伴い、「補助対象経費」を第3条に明記し、対応を行いました。

（2）につきましては、実績報告書に添付する歳入歳出決算書抄本につき、歳入と歳出が一致するよう、各団体に指導を行うとともに、提出時に収支が一致しているかの確認を行うことにより、対応を行いました。令和2年度は提出済みの団体におきましては収支が一致しております。

（3）につきましては、実施報告書において各団体に実施事業の詳細な記載を求め、令和2年度の提出済みの団体におきましては、詳細な記載を行うことにより改善措置されております。

（4）につきましては、交付要綱の改正により、報告期限を改め、期限内に報告するよう通知を行いました。令和2年度の提出済みの団体におきましては、報告期限内に報告されており、改善措置されております。

（5）につきましては、交付要綱の改正に伴い、領収証書等の添付を第10条第3項（2）に明記し、支出の証明を行うことで対応を行いました。

## 資格給付課

### 1 診療報酬返還金の収入未済及び不納欠損について

令和元年 12 月末現在で一般会計及び国民健康保険事業特別会計における診療報酬返還金の収入未済額は 243,977,394 円（うち旧花園病院不正利得分 172,364,465 円）となっている。また、回収不能として不納欠損処分をした国民健康保険事業特別会計における診療報酬返還金は、平成 29 年度末で 2,538,402 円、平成 30 年度末で 6,377,300 円となっている。

会計の安定化と負担の公平性を鑑み、更なる収入未済金の減少に努めるとともに、適正な債権管理の観点から、不納欠損処分を行う前の返還金回収に努められたい。

## 措置内容

### 改善中

旧花園病院不正利得分につきましては、裁判所からの配当を受け、今後も引き続き債権管理に努めてまいります。

その他の診療報酬返還金に対しては、債権管理マニュアルに基づき未納者への督促状の発送を行い、また、督促状送付後の未納者に送る催告書の送付回数を増やし、未収金の回収をはかっております。また、返還金についての理解が得られていない事が未納の原因の一つと考え、制度周知のため、通知書・督促状・催告書の送付時に同封するリーフレットを分かり易くし、支払いが難しい場合は保険者間調整もできる旨改良いたしました。その結果、令和 2 年度末の不納欠損額は 5,659,999 円、収入未済額は 235,388,961 円となりました。

不納欠損処分する以前に早期の未収金の回収ができるよう一層努めてまいります。

## 保険料課

### 1 保険料の収入未済及び不納欠損について

平成 30 年度決算において、国民健康保険料の収入未済金は現年分で 566,197,614 円、滞納繰越分で 932,907,836 円、後期高齢者医療保険料は現年分で 22,727,350 円、滞納繰越分で 34,529,289 円となっている。また、国民健康保険料の不納欠損額は 504,055,058 円、後期高齢者医療保険料は 13,839,219 円となっている。

催告書送付やコールセンターによる電話による早期の納付督促を行い新たな滞納者の発生防止に努めるとともに、分納誓約の履行管理、財産調査及び滞納処分等に取り組んでおり、収納率は前回監査以降 5 年間連続して向上しているものの、依然多額の収入未済及び不納欠損が発生している。会計の安定化と負担の公平性を鑑み、更なる収納率の向上に努められたい。

## 措置内容

### 改善中

保険料の収納率向上の取組みにつきましては、平成 24 年度より着手いたしまして、平成 25 年度より本格的な滞納整理を開始し、未収金額の縮減に努めてまいりました。

これにより令和 2 年度決算においては、国民健康保険料の収入未済金は現年分で 504,834,129 円、滞納繰越分で 655,676,730 円、後期高齢者医療保険料は現年分で 20,520,231 円、滞納繰越分で 24,223,805 円となりました。また、国民健康保険料の不納欠損額は、312,614,383 円、後期高齢者医療保険料は令和元年度決算では増加したものの 14,291,610 円となり、効果が現れています。

現年度分の収納強化対策として、まずは納付環境の整備ですが、コンビニ収納の本格実施、平成 27 年 4 月から開始した「ペイジー口座振替受付サービス」、同年 6 月より実施した「モバイルレジ」、平成 30 年 2 月より WEB 口座振替受付サービスの導入で口座振替の推進を行っております。また、平成 29 年 1 月よりイオンなど MMK（マルチメディアキオスク）設置店で保険料納付が可能になるなど納付環境の整備を図ってまいりました。そして、「モバイルレジ」に加え、令和 4 年 1 月よりキャッシュレス決済による納付が可能となりました。

さらに、保険料の納め忘れなど未納となってから間もない一部の世帯に対しましては、コールセンターによる督促に加え、定期的な文書催告を行うほか、現年度未納者についても状況により現年度内の滞納処分を実施し、新規未納の早期解消を図ることにより新たな滞納世帯を増

やさない努力をしてまいりました。

そこで引き続き、現年度収納率の更なる向上を図り、次年度への滞納繰越を未然に防ぐとともに、滞納繰越分につきましては、徴収強化を図り、十分な資力があるにもかかわらず、特別な理由もなく滞納している世帯に対しては滞納処分を実施し適切に対応するなど積極的な収納対策に努め、更なる収納率の向上に努めております。

## 国民年金課

### 1 手当返還金の収入未済及び不納欠損について

令和2年1月現在滞納繰越分の収入未済額は、児童手当返還金が1,625,000円、子ども手当返還金が1,748,000円であり、児童扶養手当返還金が12,038,100円となっている。

また、平成30年度末の不納欠損額は、児童手当返還金が471,000円、子ども手当返還金が888,000円、児童扶養手当返還金が824,410円となっている。

手当の公平な支給の観点から、引き続き収入未済金の早期回収に努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

未収金が発生した場合は、督促状・催告状を送付し引き続き返還を促しておりますが、低所得者等の様々な状況で納付が困難な方については分納相談に応じる等の丁寧な対応を心掛けております。

手当の公平な支給の観点からも返還金整理マニュアルの改訂を実施し、引き続き返還事由の早期把握及び収入未済金のさらなる早期回収に努めてまいります。

その結果、令和2年度末における収入未済額及び不納欠損額は次のとおりとなっております。

#### <児童手当>

収入未済額 900,000円

不納欠損額 990,000円

#### <子ども手当>

収入未済額 663,000円

不納欠損額 892,000円

#### <児童扶養手当>

収入未済額 15,050,860円

不納欠損額 41,560円

## 2 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 財務規則第 117 条第 1 号の規定により契約保証金を免除しているものについて、履行保証保険契約が委託期間終了日直前に行われているもの。
- (2) 委託料の請求を年 2 回と規定し、第 1 回は平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの実施分としているものの、期限前の 9 月 27 日に請求されているもの。
- (3) 会計年度内に業務が完了するにもかかわらず、年度を越えて委託契約を締結しているもの。
- (4) 契約書に、委託期間終了後速やかに提出するよう規定されている作業報告書の提出がないもの。
- (5) 通知書の封入封緘作業事務委託契約事務において、作業中に破損等となったものを含めて支払を行っているもの。
- (6) 個人情報並びに特定個人情報等の取扱いに関する特記事項に規定されている、作業責任者等の書面による報告及び個人情報等の取扱区域の書面による報告が、それぞれ行われていないもの。

### 措置内容

措置済
(1) 令和元年度にご指摘をいただいてから、履行保証保険が必要となる契約を締結しておりませんが、ご指摘内容を踏まえ、事例が発生した場合には適切に事務を行ってまいります。
(2) ご指摘以降の令和元年度後期分より期限到来後に請求を受付するよう改めました。
(3) ご指摘をいただいた契約について、令和 2 年度以降においては当該契約を締結しておりませんが、今後については契約時の起案の際には細心の注意を払い、同様の誤りをしないようにいたします。

- (4) 提出がなかった作業報告書を改めて請求し受領するとともに、令和2年度以降は作業が完了した時点で速やかに作業報告書の提出を受けております。
- (5) 通知書の封入封緘作業事務委託契約事務において、作業中に破損等となったものを含めて支払を行っていたものについて、破損等分については返還を受けました。  
なお、令和2年度以降は破損分等を除く件数について支払うこととする旨、仕様書に追記しております。
- (6) 事業所より書面で報告を受けました。また令和2年度以降の契約においては、締結時に書面の提出を求めています。

## 医療助成課

### 1 契約事務について

委託契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 起案の摘要欄に記載がなく、契約方法や契約保証金免除理由等が明らかでないもの。
- (2) 契約書に契約保証金に関する条項が規定されていないもの。
- (3) 契約書に再委託の禁止に関する条項が規定されていないもの。
- (4) 契約書に暴力団の排除に関する条項が規定されていないもの。

### 措置内容

措置済
(1) ~ (4) の指摘事項につきましては、令和元年度後期定期監査以降における契約事務において、ご指摘を踏まえ適正に事務処理を行いました。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市長 野 田 義 和

2. 通知を受けた日

令和3年12月16日

3. 監査結果に関する報告

令和2年2月10日監報第7号及び第8号 監査結果報告書

4. 監査の対象

土木部所管事務

## 土木環境課

### 1 道路の不法占用について【前：道路管理室】

市が管理している道路において不法占用の苦情等が毎年度多数寄せられている。

平成30年度は67件の苦情があり、その処理状況は市の指導により自主的に撤去されたもの42件、市が撤去したもの5件、指導中のものが20件となっている。

道路環境の保持及び財産管理上の観点から、きめ細かい指導と厳正な措置を講じ道路の不法占用の解消に努められたい。

## 措置内容

### 改善中

平成30年度の道路不法占用苦情の67件のうち指導中が20件となっておりますが、市の指導により自主撤去・市撤去を行い、指導中が7件となっております。

今後も、警察との合同パトロールで、指導の徹底をし、機会あるごとに現状確認や、占用者への指導撤去を行ってまいります。

## 道路整備課

### 1 財産管理について【前：道路建設室】

当室では、道路改良事業のために取得した土地の残地を所管している。意岐部 53 号線残地は、長期間にわたって行政財産の目的外使用許可を行い地元自治会が使用しており、長瀬北 16 号線残地は、フェンスで囲った状態で管理している。

前回の監査でも指摘しているが、本来の行政目的が消滅したと考えられる財産について、売却を含めた土地の有効活用について検討し、早急に対応されたい。

## 措置内容

### 改善中

#### 意岐部 53 号線残地について

本件は、地元自治会のスポーツ広場として特定の自治会に対して使用できる状態であったが、令和 3 年 4 月 1 日に自治会と合意のもと、入り口の門扉を撤去し、誰もが使用できるように改善を行いました。また、特定の自治会に対しての使用許可も令和 3 年度から行っておりません。

#### 長瀬北 16 号線残地

本件は関係部署と協議し、平成 26 年度から売却に向けて進めています。しかし、売却に必要な境界の確定が、隣接者の承諾が得られないことから売却が難航しています。

## みどり景観課

### 1 屋外広告物許可事務について

屋外広告物条例第 10 条第 1 項において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を得なければならないと規定されており、同条第 3 項においては、許可期間満了後引き続き広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、許可期間満了日の 14 日前に許可の申請を行わなければならないと規定されている。

当課では、許可期間満了の約 1 か月前に申請を促す通知を送付し、許可期間満了後未申請の者に対して再度通知しているものの、未申請となっているものが見受けられた。

未申請のものの中には、引き続き許可を受ける必要があるものが含まれている可能性があることから、十分な調査を行われたい。また、制度の周知にも努められたい。

### 措置内容

#### 改善中

許可期間満了後の再通知をしても、未申請のものについては、事業者の変更や事業所の移転等により実在していない可能性があるため、現地確認等にて情報収集し、引き続き許可をすべきであると判断したものについては、口頭で継続申請の指導を行ってまいります。

今後も、屋外広告物許可申請が適正に行われるよう、周知啓発の改善に努めてまいります。

## 公園課

### 1 都市公園等の環境整備助成金交付事務について【前：公園管理課】

当課では、都市公園等の環境整備を図るため、住民等で構成される団体で公園施設の保存、拡充、清掃、その他都市公園等内の環境整備を自主的に行ったもののうち、その会則、組織等について市長が確認したもの（以下「愛護会」という。）に対し、都市公園等の環境整備助成金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、助成金を交付している。

ところで、当該助成金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 愛護会としての確認を受けるため提出された結成報告書において、役員（会長、副会長、会計、会計監査）が報告されているが、会長と会計監査に同一の者が就任しているもの。
- (2) 補助金等交付規則第 14 条第 1 項において、補助事業者は補助金等の交付の決定に係る市の会計年度終了後（補助事業が年度途中で完了したときは、当該完了後）あらかじめ指定する期間内に、補助事業の実績その他必要な事項を記載した補助金等実績報告書（以下「報告書」という。）を提出しなければならないと規定されているが、会計年度終了又は補助事業の完了前に報告書の提出を受けているもの。
- (3) 要綱で報告書に領収証書等の添付を義務付けていないもの。
- (4) 各愛護会に対する助成金の額は、要綱第 4 項の規定に基づき市長が定めているものの、補助対象となる項目や使途、費目は規定されておらず、報告書に記載された助成金の支出において、飲食費用や使途が明らかでない費用に充てられているもの。

## 措置内容

### 措置済

(1) 指摘事項につきましては、新たに公園愛護会を結成する際には役員の併任が出来ない旨を記載した会則を作成いただくよう指導しております。また、既存の団体において会長と会計監査を併任している団体には併任がないよう指導し、変更していただいております。

(2) 指摘事項につきましては、令和元年度より、会計年度の終了後に実績報告書の提出を受けるように適切に処理しました。

(3) 指摘事項につきましては、令和 2 年度に要綱の改正をおこない、領収書の写しの提出を義務付けました。

(4) 指摘事項につきましては、令和2年度に要綱の改正をおこない、補助対象経費の規定を記載しました。

## 2 公の施設の指定管理について【前：公園管理課】

当課が所管する特定公園及び有料公園施設（以下「特定公園等」という。）については、公募で選定された指定管理者が市との協定に基づき管理運営を行っている。

ところで、当該指定管理に係る事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 都市公園条例（以下「条例」という。）第 10 条の 2 第 2 項及び第 3 項において、有料公園施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が条例別表第 3 に定める額（附属設備については、市長が規則で定める額）の範囲内であらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めること及び市長はその承認をした旨を公告することと規定されているが、これらの手続きが行われていないもの。
- (2) 条例第 19 条において、指定管理者が行う業務として特定公園の使用料の還付に関することが規定されているものの、地方自治法施行令第 165 条の 3 第 1 項の規定に基づく還付事務委託契約が締結されないまま業務が行われているもの。
- (3) 仕様書で会計年度終了後 2 か月以内に提出すると規定されている書類の一部が提出されていないもの。
- (4) 協定書等で規定された事項の遵守や徴収事務を委託している特定公園使用料の徴収、減額及び免除等について、所管課としての確認が十分でないもの。
- (5) 特定公園等の活性化及び利用者サービス向上を目的とした自主事業において、仕様書で事業終了後に提出を求めている事業報告や収支決算が報告されていないもの。

## 措置内容

### 措置済

- (1) 指摘事項につきましては、令和2年2月5日付け公告を行いました。
- (2) 指摘事項につきましては、令和2年度より適切に処理しました。
- (3) 指摘事項につきましては、令和2年度より適正に提出がありました。
- (4) 指摘事項につきましては、令和2年度より適正に確認を行っています。
- (5) 指摘事項につきましては、令和2年度より適正に提出がありました。

### 3 公園の使用許可について【前：公園管理課】

都市公園条例（以下「条例」という。）第3条第1項各号に該当する行為をしようとする者は、許可を受けなければならない、条例第10条において、その許可を受けた者は占用料又は使用料を納付しなければならないと規定されている。

ところで、条例第3条第1項第1号に該当する露店営業その他これに類する行為を、自治会等が運営する場合は、使用料を算定しないものとして運用しているが、自治会等が運営しているかどうかの確認を口頭のみで行っているものが見受けられた。

使用料の徴収に関することであり、十分に確認のうえ適正な事務処理をされたい。

#### 措置内容

措置済
令和3年度よりチェックリストを作成し運用を開始しています。

## 土木工営所

### 1 農業用排水路維持管理補助金交付事務について

当所では、都市農業の振興、環境の整備、洪水等の災害防止を図ることを目的とし、農業用排水路維持管理補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を制定し、土地改良区、水利組合、農業団体で水利権を有する者に対し、補助金を交付している。

ところで、当該補助金交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 要綱で補助対象経費が明確にされていないもの。
- (2) 要綱で事業完了届に領収証書等の添付を義務付けていないもの。

## 措置内容

措置済
(1)(2) 指摘事項につきましては、令和3年4月1日付けにて要綱変更を致しております。

## 監査結果に関する報告に基づき講じた措置の通知等の公表

1. 通知を行った者

東大阪市教育長 土 屋 宝 土

2. 通知を受けた日

令和3年12月17日

3. 監査結果に関する報告

令和2年3月25日監報第13号 監査結果報告書

4. 監査の対象

学校園所管事務

## 教育委員会（学校園）

### 1 消防用設備等の整備について（施設整備室所管）【前：施設整備課所管】

学校園の消防用設備等については、定期的に消防署の立入検査を受けている。

ところで、平成 30 年 8 月に行われた立入検査において、不良、不備の指摘を受けた消防用設備等について、整備が行われていないものが見受けられた。

子どもたちの安全、安心な教育環境のためにも、消防用設備等の早期整備に取り組みたい。

（盾津中学校、意岐部中学校）

## 措置内容

### 改善中

未対応箇所については、令和 2 年 3 月策定の東大阪市学校施設長寿命化計画において令和 4 年度に改善を予定しており、現在、令和 3 年度当初予算の設計等委託料で盾津中学校及び意岐部中学校の防火戸及び自動火災報知設備の改善に関する実施設計をしているところです。

今後も引き続き、適正な維持管理を務めるとともに、消防局より今年度の立入検査結果報告書が提出されれば、内容を確認し、不具合等があった場合は出来る限り早急に改善できるよう努めてまいります。